宗教法人「沖縄バプテスト連盟」教会補助規程

(目的)

第1条 この規程は宗教法人沖縄バプテスト連盟(以下「連盟」という)に加盟している教会に対して補助の基準を定め、その公正を期することを目的とする。

(対象)

第2条 補助の対象は次のとおりとする。

連盟に協力している教会の牧師の給与の補助に限る。

(補助申請の手続)

- 第3条 補助を受ける教会は所定の申込書に次の事項を記載して毎年理事会に提出しなければならない。
 - (1)教会名及び役員名
 - (2)補助金額及びその使途
 - (3)趣意書(伝道計画)及び会計報告書 (兼牧の場合は関係教会の会計報告も含む)

(補助の決定)

- 第4条 理事会は第3条の提出書類に基づき、その内容を十分に検討し、補助の可否及び年 度毎の補助額を決定する。
 - 2 補助の期限は7年とする。
 - 3 補助は月額 70,000円を限度とする。

(特別補助)

第5条 理事会は、特に必要があると認めた時は、前条の限度につき特別の考慮をすることができる。

(特別会計)

第6条 この規程を運用するために特別会計を設けることができる。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更する時は、理事会で決議し、総会の承認を得るものとする。

付 則

1この規程は、1984年5月1日より施行する。